

災害に係る協力体制に関する協定書(案)

公益社団法人日本図書館協会（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害及び事故等（以下「災害等」という。）により被災した図書館等の復旧、復興及び再建を速やかに支援するため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定書において用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「図書館等」とは、災害発生時に存在していた公立図書館、私立図書館、大学図書館（短期大学図書館及び高等専門学校図書館を含む）、学校図書館、専門図書館、公民館図書室、国立国会図書館、その他の読書施設及び情報提供施設をいう。
- (2) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- (3) 「事故等」とは、前号の災害以外の要因により生ずる自然現象以外の事象により引き起こされ生ずる被害のうち、甲が指定するものをいう。

（連絡体制及び情報共有）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため連絡体制を確立し、及び情報共有をおこなう。

- 2 甲の窓口は図書館災害対策委員会とし、連絡担当者等を定め、乙は連絡担当者等を定め甲に報告をするものとし、連絡担当者等が変更になった場合は速やかに報告をする。
- 3 乙は、災害時における図書館等の被害の有無を確認次第、甲に報告をおこなう。甲は被災した図書館等に配慮した上で、乙と電子メール等で連絡し、必要に応じて甲の図書館災害対策委員会ウェブサイト等で公開し情報共有を図るものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は被災した図書館等から支援要請を受け、乙の支援を必要と認めた場合、「協力要請書」（第1号様式）に記載し電子メール等にて速やかに乙に要請する。ただし、緊急を要するときは電話、又は口頭等により要請し、後日乙に協力要請書を提出する。

- 2 乙は、甲を経由して被災した図書館等への支援を希望する場合、支援内容、支援時期、負担する費用を、「支援申込書」（様式2）に明記し甲に提出するものとする。甲は、速やかに支援の是非について検討し、支援が必要と認めた場合は、甲乙協力の上当該支援活動にあたるものとする。

（協力の内容）

第5条 協力の内容は、次に掲げるものとする。ただし、詳細については甲乙協議の上、別紙にて定めるものとする。

- (1) 災害時における諸設備、備品及び図書館資料の支援や貸与に関すること
 - (2) 被災した図書館等の復旧復興の相談に関すること
 - (3) 災害時におけるボランティアの募集及び活動支援や保険に関すること
 - (4) その他災害時に相互に協力が必要と認められる事項に関すること
- (実施報告)

第6条 乙は、甲の要請で実施した業務は、今後の支援活動の教訓や参考とするため「支援活動報告書」(第2号様式)にて報告する。ただし、書類による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、後日速やかに提出する。

(広報)

第7条 甲は、第4条に規定した支援を行った場合は、甲のウェブサイト等で、乙の了解を得て広報することがきる。

(調査研究等)

第8条 甲及び乙は、災害時に想定される課題解決の為調査研究や次の取り組みをおこなうことができる。

- (1) 甲は、災害時に備え、原則として年に1回程度「情報交換会」を開催する。ただし、オンラインによる参加も可能とする。
- (2) 甲は、図書館界の防災力を向上させるため、災害をテーマとした研修会を定期的に開催し、乙に対して参加の要請、または乙が取り扱う防災用品等の展示やパンフレット配布の協力を求めることができる。

(費用)

第9条 この協定に係る費用は、被災した図書館等には費用負担は求めないものとする。

ただし、被災した図書館等の申し出があった場合はこの限りではない。

2 甲又は乙が負担する費用については、その都度協議するものとする。

(損害の補償)

第10条 この協定に基づく支援活動で、他人への損害又は自己の負傷や疾病もしくは死亡の場合における保障については、甲及び乙の自己負担とする。

2 甲及び乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により報告する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙から協定解除の申し出がないときは、1年間延長することができる。

2 期間の延長は2回までとする。ただし、甲及び乙が、さらなる協定の延長を希望する場合は、一旦協定を打ち切り、新たに協定を結ぶものとする。

(協議)

第 12 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この書面を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 東京都中央区新川 1-11-14
公益社団法人日本図書館協会
理事長 植松 貞夫

乙 ○○△△○○△△○○△△○○△△
団体又は企業名
代表者職名 □□□ □□□